



宮 崎 県 公 報

令和 2 年 4 月 16 日 (木曜日) 第 98 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示	頁
○指定居宅サービス事業者の指定…………… (長寿介護課) 1	
○指定介護予防サービス事業者の指定…………… (“) 1	
○指定居宅サービス事業の廃止…………… (“) 2	
○指定介護予防サービス事業の廃止…………… (“) 3	
○指定障害児通所支援事業の廃止…………… (障がい福祉課) 3	
○保安林の指定施業要件の変更通知の宛先 人不明について (3件) …………… (自然環境課) 3	
○歳入の収納の事務の委託…………… (水産政策課) 4	
○道路の区域の変更…………… (道路保全課) 4	
○道路の供用の開始…………… (“) 4	

公 告

○狩猟免許更新申請者に対する講習及び適性検査 の実施…………… (自然環境課) 4
○土地改良区の役員の就退任の届出…………… (農村整備課) 5
○土地改良区の定款変更の認可 (2件) …………… (“) 6
○県営土地改良事業計画の策定…………… (“) 6
○基本測量終了の通知…………… (管理課) 6
○公共測量終了の通知 (2件) …………… (“) 6
病院局公告
○入札公告…………… 6
労働委員会告示
○宮崎県労働委員会のあっせん員候補者の氏名、 履歴等の公示…………… 8

告 示

宮崎県告示第 326号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123号) 第 41 条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

令和 2 年 4 月 16 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 險 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称 又 は 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地		
4570302788	介護付有料老人ホーム サクラ昭和町	宮崎県延岡市昭和町 3 丁目 30 番	株式会社九州ケアライン	宮崎県延岡市稲葉崎町 5 丁目 716 番地 73	令和 2 年 3 月 1 日	特定施設入居者生活介護
4570302796	ゆめの木訪問看護ステーション	宮崎県延岡市片田町 2915 番地 10	NPO 法人ゆめの木	宮崎県延岡市片田町 2915 番地 10	令和 2 年 3 月 1 日	訪問看護
4570302804	訪問介護サービス ななせ	宮崎県延岡市日の出町 1 丁目 4-4	株式会社ななせ	宮崎県延岡市日の出町 1 丁目 4-4	令和 2 年 3 月 17 日	訪問介護

宮崎県告示第 327号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123号) 第 53 条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

令和 2 年 4 月 16 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地		
4570302788	介護付有料老人ホーム サクラ昭和町	宮崎県延岡市昭和町3丁目30番	株式会社九州ケアライン	宮崎県延岡市稲葉崎町5丁目 716番地73	令和2年3月1日	介護予防特定施設入居者生活介護
4570302796	ゆめの木訪問看護ステーション	宮崎県延岡市片田町2915番地10	NPO法人ゆめの木	宮崎県延岡市片田町2915番地10	令和2年3月1日	介護予防訪問看護

宮崎県告示第 328号

介護保険法（平成9年法律第 123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和2年4月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地		
4550880019	介護老人保健施設 菜花園	宮崎県西都市穂北5253-4	医療法人隆徳会	宮崎県西都市御舟町1-78	令和2年3月31日	通所介護
4570201378	都城市社会福祉協議会高崎指定通所介護事業所	宮崎県都城市高崎町大牟田 821番地3	社会福祉法人都城社会福祉協議会	宮崎県都城市松元町4街区17号	令和2年3月31日	通所介護
4570202095	ハートケアデイサービス 年見町事業所	宮崎県都城市年見町17号6番	株式会社ハートケア	宮崎県北諸県郡三股町樺山4836番地26	令和2年3月31日	通所介護
4570300139	特別養護老人ホーム水明荘	宮崎県延岡市鯛名町 908-1	社会福祉法人康生会	宮崎県延岡市昭和町3-9-3	令和2年3月31日	訪問介護
4570500035	陽光の里居宅介護支援事業所	宮崎県小林市真方5038-1	社会福祉法人コスモス会	宮崎県小林市真方5038番地1	令和2年3月31日	通所介護
4570500035	陽光の里居宅介護支援事業所	宮崎県小林市真方5038-1	社会福祉法人コスモス会	宮崎県小林市真方5038番地1	令和2年3月31日	訪問介護
4570700031	医療法人社団とめのファミリークリニック訪問介護事業所	宮崎県串間市都井2179	医療法人社団とめのファミリークリニック	宮崎県串間市都井2179	令和2年3月31日	訪問介護
4570900094	えびの涼風園指定通所介護事業所	宮崎県えびの市岡松 149-1	社会福祉法人慈愛会	宮崎県えびの市岡松1番地	令和2年3月31日	通所介護
4570900383	デイサービス活きがい発電所えびの	宮崎県えびの市大明司50番地7	株式会社OT-Road	宮崎県えびの市原田3258番地5	令和2年3月31日	通所介護
4571600016	社会福祉法人愛泉会特別養護老人ホーム河鹿の里	宮崎県日南市北郷町大藤3186-1	社会福祉法人愛泉会	宮崎県日南市北郷町大藤甲3186番地1	令和2年3月31日	訪問介護
4571800111	社会福祉法人高原町社会福祉協議会	宮崎県西諸県郡高原町西麓 360-1	社会福祉法人高原町社会福祉協議会	宮崎県西諸県郡高原町西麓 360-1	令和2年3月31日	訪問入浴介護
4571900119	社会福祉法人慶明会 慶明会訪問入浴ステーション	宮崎県東諸県郡国富町岩知野字明久 357番地	社会福祉法人慶明会	宮崎県東諸県郡国富町岩知野字明久 357番地	令和2年3月31日	訪問入浴介護
4571901067	ケアサポーターアイビー	宮崎県東諸県郡国富町岩知野字明久 357番地	社会福祉法人慶明会	宮崎県東諸県郡国富町岩知野字明久 357番地	令和2年3月31日	特定福祉用具販売
4571901067	ケアサポーターアイビー	宮崎県東諸県郡国富町岩知野字明久	社会福祉法人慶明会	宮崎県東諸県郡国富町岩知野字明久	令和2年3月31日	福祉用具貸与

		357番地		357番地		
4572000166	しんとみ希望の里 訪問介護事業所	宮崎県児湯郡新富 町下富田 629-5	社会福祉法人弘成 会	宮崎県児湯郡新富 町下富田字小島江 629番5	令和2年3月31日	訪問介護
4572100503	もろつかせせらぎ の里	宮崎県東臼杵郡諸 塚村七ツ山54	社会福祉法人諸塚 村社会福祉協議会	宮崎県東臼杵郡諸 塚村家代3066	令和2年3月31日	訪問介護
4572200048	社会福祉法人高千 穂町社会福祉協議 会	宮崎県西臼杵郡高 千穂町三田井 750 -7	社会福祉法人高千 穂町社会福祉協議 会	宮崎県西臼杵郡高 千穂町三田井 750 -7	令和2年3月31日	通所介護

宮崎県告示第 329号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和2年4月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保 険事 業 所 番 号	指定介護予防 サービス事業所		指定介護予防 サービス事業者		廃止 年月日	サービスの 種類
	名称	所在地	名称 又は 氏名	主たる事務 所の所在地		
4571900119	社会福祉法人慶明 会慶明会訪問入浴 ステーション	宮崎県東諸県郡国 富町岩知野字明久 357番地	社会福祉法人慶明 会	宮崎県東諸県郡国 富町岩知野字明久 357番地	令和2年3月31日	介護予防訪問入 浴介護
4571901067	ケアサポーター アイビー	宮崎県東諸県郡国 富町岩知野字明久 357番地	社会福祉法人慶明 会	宮崎県東諸県郡国 富町岩知野字明久 357番地	令和2年3月31日	介護予防福祉用 具貸与
4571901067	ケアサポーター アイビー	宮崎県東諸県郡国 富町岩知野字明久 357番地	社会福祉法人慶明 会	宮崎県東諸県郡国 富町岩知野字明久 357番地	令和2年3月31日	特定介護予防福 祉用具販売

宮崎県告示第 330号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和2年4月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業所 番号	指定障害児通所 支援事業所		指定障害児通所 支援事業者		廃止 年月日	事業等 の種類
	名称	所在地	名称	主たる事務 所の所在地		
4552000335	放課後等デイス サービス ポニーフレ ンドクラブ かわ きた	児湯郡都農町大字 川北字鍛冶屋敷65 50番地	合同会社ホットフ ィーリングカンパ ニー	児湯郡都農町大字 川北5268-37	令和2年5月1日	放課後等デイス サービス

令和2年4月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県告示第 331号

保安林の指定施業要件の変更（令和2年宮崎県告示第165号）に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更の通知の内容を、当該保安林の属する市町村の市役所又は町村役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

(1) 門川町役場

安田友治、井田忠太郎、永田幸夫、坂口恵子、坂口照代、坂口裕美、赤澤伊太郎、大石芳雄

(2) 諸塚村役場

甲斐万一、甲斐立太男、黒木荒次郎、渡辺視一、本田留太郎

、岩本惣吉
2 通知の要旨
(1) 保安林の指定施業要件を変更すること。
(2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和2年宮崎県告示第 165号によること。

宮崎県告示第 332号

保安林の指定施業要件を変更する件（令和2年農林水産省告示第 390号）に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第 249号）第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更の通知の内容を、当該保安林の属する市町村の市役所又は町村役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和2年4月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名
五ヶ瀬町役場
緒方久吉、緒方金市、前鶴又喜、相田幸之右、西村繁弥
- 2 通知の要旨
(1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があったこと。
(2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和2年農林水産省告示第 390号によること。

宮崎県告示第 333号

保安林の指定施業要件を変更する件（令和2年農林水産省告示第 502号）に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第 249号）第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更の通知の内容を、当該保安林の属する市町村の市役所又は町村役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和2年4月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名
五ヶ瀬町役場
岡田初五郎、原田益一郎、古川忠次、甲斐光雄、甲斐寅雄、松永スエ、松永勝、松永福義、松永廣子、西山善晴、田平ノブ子、土持ツヤ、熱田伍作、馬原アキノ
- 2 通知の要旨
(1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があったこと。
(2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和2年農林水産省告示第 502号によること。

宮崎県告示第 334号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1 項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

令和2年4月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

委託した 収納事務	委託先	委託期間
沿岸漁業改善資金貸付	宮崎県信用漁業協同組合連合会	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで

金に係る債権について の保全及び 取立てに関 する事務		
--------------------------------------	--	--

宮崎県告示第 335号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和2年4月16日から同年同月30日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年4月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延長 (メートル)
215	県道	板上曾木線	延岡市北方町板下字板ケ平戊 193番1地先から同市同町板下同字戊 271番4まで	旧	3.9～ 8.2	176.4
				新	5.7～ 9.5	176.4

宮崎県告示第 336号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和2年4月16日から同年同月30日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年4月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	供用開始の期日
312	県道	木城西都線	児湯郡新富町大字新田字花蘭 140番3から同郡同町同大字字向田 13349番1地先まで	令和2年4月16日

公 告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により、狩猟免許更新申請者に対する講習及び適性検査を次のとおり実施する。

令和2年4月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 講習及び適性検査の日時、会場等
別表のとおり
- 2 講習及び適性検査対象者
平成29年に狩猟免許を受けた者で、狩猟免許の更新を希望するもの
- 3 講習及び適性検査の内容
- (1) 講習
- ア 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令 1時間
- イ 鳥獣の判別及び猟具の取扱い 1時間
- ウ 鳥獣の保護管理に関する知識 1時間
- (2) 適性検査
- ア 視力検査(矯正視力可)
- イ 聴力検査(補聴器使用可)
- ウ 運動能力(補助具使用可)
- 4 講習及び適性検査の申込手続
- (1) 所定の狩猟免許更新申請書及び審査票に必要事項を記入し、次の各号に掲げるものを添付して提出すること。
- ア 狩猟免許更新申請手数料 2,900円(宮崎県収入証紙を狩猟免許更新申請書に貼り付けて払い込むものとする。)
- イ 63円の返信用郵便切手(郵送を希望する場合に限る。)
- 1枚
- ウ 申請者が銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合にあっては、当該許可に係る許可証の写し。この場合以外にあっては、医師の診断書(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第40条第2号から第4号までに該当しない旨の診断書) 1通
- (2) 書類の提出先及び期間
講習及び適性検査を受けようとする者は、住所地を管轄する宮崎県西臼杵支庁及び各農林振興局に、講習開催日の10日前までに提出すること。
- 5 申請者への通知等
狩猟免許更新申請書を受理した後、申請者へ講習及び適性検査の日時及び会場を指定した審査票を交付する。
申請者は、審査票の所定欄に申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真を貼り付け、講習及び適性検査の当日持参すること。
- 6 講習及び適性検査の会場での受付
講習及び適性検査の会場では、申請者に交付した審査票で受け付けるものとする。審査票を持参しない者又は写真の貼り付けていない審査票を持参した者の講習及び適性検査の受付は行わないものとする。
- 7 狩猟免許更新申請書及び審査票の用紙
宮崎県環境森林部自然環境課、西臼杵支庁及び各農林振興局並びに一般社団法人宮崎県猟友会において交付する。
- 8 講習及び適性検査についての問い合わせ
宮崎県西臼杵支庁又は各農林振興局に問い合わせること。

別表

日時	会場	対象区域
7月16日(木) 午後1時30分	宮崎県西臼杵支庁大会議室 西臼杵郡高千穂町大字三田井22	高千穂町
7月20日(月) 午後1時30分	宮崎県西臼杵支庁大会議室 西臼杵郡高千穂町大字三田井22	日之影町、五ヶ瀬町
7月10日(金) 午後1時30分	延岡市社会教育センター 延岡市本小路39-1	延岡市
7月15日(水) 午後1時30分	日向市東郷体育館 日向市東郷町山陰丙1268-1	門川町、日向市
7月16日(木) 午後1時30分	宮崎県林業技術センター 東臼杵郡美郷町西郷田代1561-1	美郷町、諸塚村、椎葉村
7月9日(木) 午後1時30分	西都市コミュニティーセンター 西都市聖陵町2-26	西都市、西米良村
7月10日(金) 午後1時30分	川南町農村環境改善センター 児湯郡川南町大字川南13680-1	高鍋町、新富町、木城町、川南町、都農町
7月15日(水) 午後1時30分	宮崎県武道館会議室 宮崎市大字熊野2206-1	宮崎市、国富町、綾町
7月10日(金) 午後1時30分	宮崎県西諸県農業改良普及センター 小林市駅南300	小林市、えびの市、高原町
7月8日(水) 午後1時30分	都城市コミュニティーセンター 都城市姫城町10-7	都城市、三股町
7月14日(火) 午後1時00分	日南市南郷ハートフルセンター 日南市南郷町中村乙7051-25	日南市、串間市
9月10日(木) 午後1時30分	宮崎県庁附属棟会議室 宮崎市橋通東2-10-1	県内一円

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により

、綾町土地改良区（綾町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和 2 年 4 月 16 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	大 隈 寛	東諸県郡綾町大字南俣2785番地 2
理 事	白 山 義 則	東諸県郡綾町大字北俣4157番地
理 事	相 星 義 廣	東諸県郡綾町大字入野 860番地 2
理 事	猪 野 健	東諸県郡綾町大字南俣 781番地
理 事	大 島 紀久夫	東諸県郡綾町大字北俣88番地
理 事	末 吉 清 光	東諸県郡綾町大字入野4028番地
理 事	岩 脇 隆	東諸県郡綾町大字南俣4883番地
監 事	蓑 田 義 人	東諸県郡綾町大字南俣2057番地 3
監 事	山 元 英 敏	東諸県郡綾町大字北俣1051番地 1

（任期：令和 5 年 3 月 28 日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	西 田 久 雄	東諸県郡綾町大字北俣1171番地イ
理 事	陶 国 正 紀	東諸県郡綾町大字南俣1204番地
理 事	猪 野 健	東諸県郡綾町大字南俣 781番地
理 事	上 村 雄 一	東諸県郡綾町大字入野2837番地
理 事	四反田 一 敏	東諸県郡綾町大字入野4060番地
理 事	岩 脇 隆	東諸県郡綾町大字南俣4883番地
監 事	黒 木 幸 明	東諸県郡綾町大字南俣2524番地
監 事	高 橋 武 彦	東諸県郡綾町大字北俣 992番地イ - 1

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、都城盆地土地改良区（都城市）から令和 2 年 3 月 18 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 2 年 4 月 16 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、岡富土地改良区（延岡市）から令和 2 年 3 月 18 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 2 年 4 月 16 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第 1 項の規定により、加藍尾上・下池地区県営土地改良事業（国富町、ため池等整備事業）に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和 2 年 4 月 16 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 縦覧に供する書類
策定に係る土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間
令和 2 年 4 月 16 日から令和 2 年 5 月 20 日まで
- 縦覧場所
国富町役場農地整備課内
- その他
この公告に係る土地改良事業計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。
また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の策定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の策定の取消しの訴えを提起することができる。

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第 2 項の規定により、平成31年 4 月 11 日付け宮崎県公報第3088号により公告した基本測量（機動観測）が令和 2 年 3 月 31 日終了した旨、国土交通省国土地理院長から通知があった。

令和 2 年 4 月 16 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第 14条第 2 項の規定により、令和元年10月28日付け宮崎県公報第51号により公告した公共測量（水準測量）が令和 2 年 3 月 25 日終了した旨、九州電力株式会社テクニカルソリューション統括本部土木建築本部部長から通知があった。

令和 2 年 4 月 16 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第 14条第 2 項の規定により、令和元年 8 月 26 日付け宮崎県公報第33号により公告した公共測量（デジタルカラー撮影、地図情報レベル1000）が令和 2 年 3 月 31 日終了した旨、宮崎市長から通知があった。

令和 2 年 4 月 16 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

病院局公告

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和 2 年 4 月 16 日

宮崎県病院局長 桑 山 秀 彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品 新県立宮崎病院 厨房機器 一式
- (2) 購入物品の数量及び特質等 別紙仕様書による。
- (3) 納入期限 令和 3 年 9 月 30 日
- (4) 納入場所 県立宮崎病院
- (5) 入札方法 (1)の購入物品について、入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
 - ア 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
 - イ 物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格者名簿に記載されている者で、営業種目が一般機械器具類または医療・理化学機器類であること。
 - ウ 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを、契約担当者の求めに応じて速やかに提供できる者であること。
 - エ 故障に関する連絡から昼夜問わず 1 時間以内に到着可能な一次対応を提供できる者であること。また、故障に関する連絡から昼夜問わず 3 時間以内に到着可能な修理対応を提供できる者であること。
 - オ 新県立宮崎病院建設工事に係る設計、監理、工事及びコンサルティング等の業務を受注している者でないこと。また、新県立宮崎病院建設工事に係る設計、監理、工事及びコンサルティング等の業務を受注している者と資本面又は人事面において関連している者でないこと。
 - カ 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和 46 年宮崎県告示第 93 号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。なお、すでに入札参加の申し出を行っている者は、指名停止を受けたときから入札に参加することはできない。
 - キ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て（以下これらを「申立て」という。）がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。
- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)アからエの資格要件を満たすことを証明する書類を令和 2 年 5 月 18 日までに宮崎県病院局経営管理課県立病院整備推進室調整担当に提出しなければならない。

3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県病院局経営管理課県立病院整備推進室調整担当
宮崎市橋通東 1 丁目 9 番 10 号
郵便番号 880-8501 電話番号 0985 (26) 7629
- (2) 期間 令和 2 年 4 月 16 日から令和 2 年 5 月 18 日まで（土曜日

、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 3 条に規定する休日を除くものとし、午前 9 時から午後 5 時まで）

4 入札説明書の交付場所及び交付期間

- (1) 場所 宮崎県病院局経営管理課県立病院整備推進室調整担当
宮崎市橋通東 1 丁目 9 番 10 号
郵便番号 880-8501 電話番号 0985 (26) 7629
- (2) 期間 令和 2 年 4 月 16 日から令和 2 年 5 月 18 日まで（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 3 条に規定する休日を除くものとし、午前 9 時から午後 5 時まで）

5 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県病院局経営管理課
県立病院整備推進室調整担当
宮崎市橋通東 1 丁目 9 番 10 号
- (2) 提出期限 令和 2 年 6 月 1 日 午後 5 時 必着
- (3) 提出方法 持参又は郵送（郵送にあつては、書留郵便に限る。）

6 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁 3 号館 5 階 352 会議室
宮崎市橋通東 1 丁目 9 番 10 号
- (2) 日時 令和 2 年 6 月 2 日 午後 2 時

7 入札保証金

入札保証金については、宮崎県病院局財務規程（平成 18 年宮崎県病院局企業管理規程第 15 号）第 81 条の規定による。

8 入札の無効に関する事項

宮崎県病院局財務規程第 107 条に規定する入札は、無効とする。

9 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 予定価格の範囲で最低の価格で入札した者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

10 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県病院局経営管理課県立病院整備推進室調整担当
宮崎市橋通東 1 丁目 9 番 10 号
郵便番号 880-8501 電話番号 0985 (26) 7629

11 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

12 質問回答

- (1) 質問 本件入札に関し、質問がある場合は、次により提出するものとする。
 - ア 提出期限 令和 2 年 5 月 11 日午後 5 時まで
 - イ 提出先 宮崎県病院局経営管理課
県立病院整備推進室調整担当
 - ウ 提出方法 電子メールによること。
メールアドレス：keieikanri-hp@pref.miyazaki.lg.jp
- (2) 回答 質問に対する回答は、次のとおり行う。
 - ア 回答期限 令和 2 年 5 月 14 日午後 5 時まで
 - イ 回答方法 個別に電子メールで通知する。
 - ウ その他 提出期限まで到着しなかった質問及び電子メール以外による方法で提出された質問については、いかなる理由であっても回答しない。

13 その他

- (1) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- (2) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Kitchen equipment Set
- (2) Time Limit for Tender: 5:00p.m. June 1,2020
- (3) Contact Point for the Notice: Administration Division, Prefectural Hospital Bureau, Miyazaki Prefectural Government, 1 - 9 - 10 Tachibanadori-higasi, Miyazaki-city 880-8501, Japan. Tel: 0985-26-7629

労働委員会告示

宮崎県労働委員会告示第 1 号

労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第 478号）第 4 条及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第 1 号）第68条第 1 項の規定により、宮崎県労働委員会のあっせん員候補者の氏名、履歴等を次のとおり公表する。

令和 2 年 4 月 16 日

宮崎県労働委員会会長 山 崎 真一朗

あ っ せ ん 員 候 補 者 名 簿

(五十音順)

(令和 2 年 4 月 6 日現在)

氏 名	現 職（又 は 前 職）	委 嘱 日
有 村 文 雄	労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会宮崎県連 合会 顧問	令元. 8. 21
大 森 一 仁	労働委員会使用者委員 株式会社宮崎信販 代表取締役 社長	令元. 8. 21
小 倉 久 典	労働委員会事務局 調整審査課 長	令 2. 4. 6
金 丸 憲 史	労働委員会公益委員 特定社会保険労務士	令元. 8. 21
河 野 洋 一	労働委員会使用者委員 宮崎県経営者協会 専務理事	令元. 8. 21
工 藤 久 昭	労働委員会使用者委員 宮崎経済同友会 顧問	令元. 8. 21
黒 木 忠 博	労働委員会労働者委員 日本私鉄労働組合九州地方連 合会 執行委員長	令元. 8. 21
兒 玉 洋 一	商工観光労働部 雇用労働政策 課長	令 2. 4. 6
後 藤 厚 一	労働委員会公益委員 (宮崎県総合博物館長)	令元. 8. 21
阪 本 典 弘	労働委員会事務局長	平31. 4. 2
芝 三 千 代	労働委員会使用者委員 社会福祉法人まりあ 副理事長	令元. 8. 21

中 川 育 江	労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会宮崎県連 合会 会長	令元. 8. 21
見 戸 康 人	労働委員会使用者委員 株式会社テレビ宮崎 常勤監査 役	令元. 8. 21
八重尾 龍	労働委員会公益委員 弁護士	令元. 8. 21
山 口 弥 生	労働委員会公益委員 弁護士	令元. 8. 21
山 崎 真一朗	労働委員会公益委員 弁護士	令元. 8. 21
横 山 節 夫	労働委員会労働者委員 (日本労働組合総連合会宮崎県 連合会 会長)	令元. 8. 21
吉 岡 英 明	労働委員会労働者委員 全日本自治団体労働組合宮崎県 本部 執行委員長	令元. 8. 21
米 村 文 明	労働委員会事務局 調整審査課 課長補佐	令 2. 4. 6